給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年12月27日

新潟県人事委員会

委員長　　鶴　巻　　克　恕

新潟県人事委員会規則第６－1727号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（規則第６－48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
別表第２　調整基本額表（第２条関係） ア　行政職給料表 （略） 備考　(1)　（略） (2)　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に100分の98.97を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。 イ　公安職給料表 （略） 備考　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に100分の98.97を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。 ウ　教育職給料表㈡ （略） 備考　この表の適用を受ける職員については、同表に定める調整基本額に100分の98.97を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。 エ　教育職給料表㈢ （略） 備考　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が２級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に100分の98.97を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。 オ　（略） カ　医療職給料表㈡ （略） 備考　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に100分の98.97を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じた	**別表第２**　調整基本額表（第２条関係） ア　行政職給料表 （略） 備考　(1)　（略） (2)　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に100分の98.91を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。 イ　公安職給料表 （略） 備考　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に100分の98.91を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。 ウ　教育職給料表㈡ （略） 備考　この表の適用を受ける職員については、同表に定める調整基本額に100分の98.91を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。 エ　教育職給料表㈢ （略） 備考　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が２級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に100分の98.91を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。 オ　（略） カ　医療職給料表㈡ （略） 備考　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に100分の98.91を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じた

ときはこれを切り捨てた額とする。)を調整基本額とする。 キ　医療職給料表㈢ （略） 備考　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に100分の98.97を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を調整基本額とする。 ク　研究職給料表 （略） 備考　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が２級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に100分の98.97を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を調整基本額とする。 ケ　福祉職給料表 （略） 備考　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が２級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に100分の98.97を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を調整基本額とする。	ときはこれを切り捨てた額とする。)を調整基本額とする。 キ　医療職給料表㈢ （略） 備考　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に100分の98.91を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を調整基本額とする。 ク　研究職給料表 （略） 備考　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が２級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に100分の98.91を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を調整基本額とする。 ケ　福祉職給料表 （略） 備考　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が２級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に100分の98.91を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を調整基本額とする。

附　則

この規則は、平成26年４月１日から施行する。